

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区横大路朱雀24番地

氏 名 株式会社エフアンドケイ
代表取締役 西畑 圭策優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊

許可の年月日 令和 5 年 7 月 12 日

許可の有効年月日 令和 12 年 6 月 20 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ⑤感染性産業廃棄物
- ⑥廃水銀等
- ⑦廃石綿等
- 以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年6月21日：当初許可

平成21年7月3日：更新許可

平成23年10月20日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①③④⑦、
②の限定の変更）

平成24年2月29日：優良基準適合

平成28年6月30日：更新許可（優良基準適合）

平成28年6月30日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑥、
①②③④の限定の変更）

令和5年7月12日：更新許可（優良基準適合）

令和6年10月4日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・☒無6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無